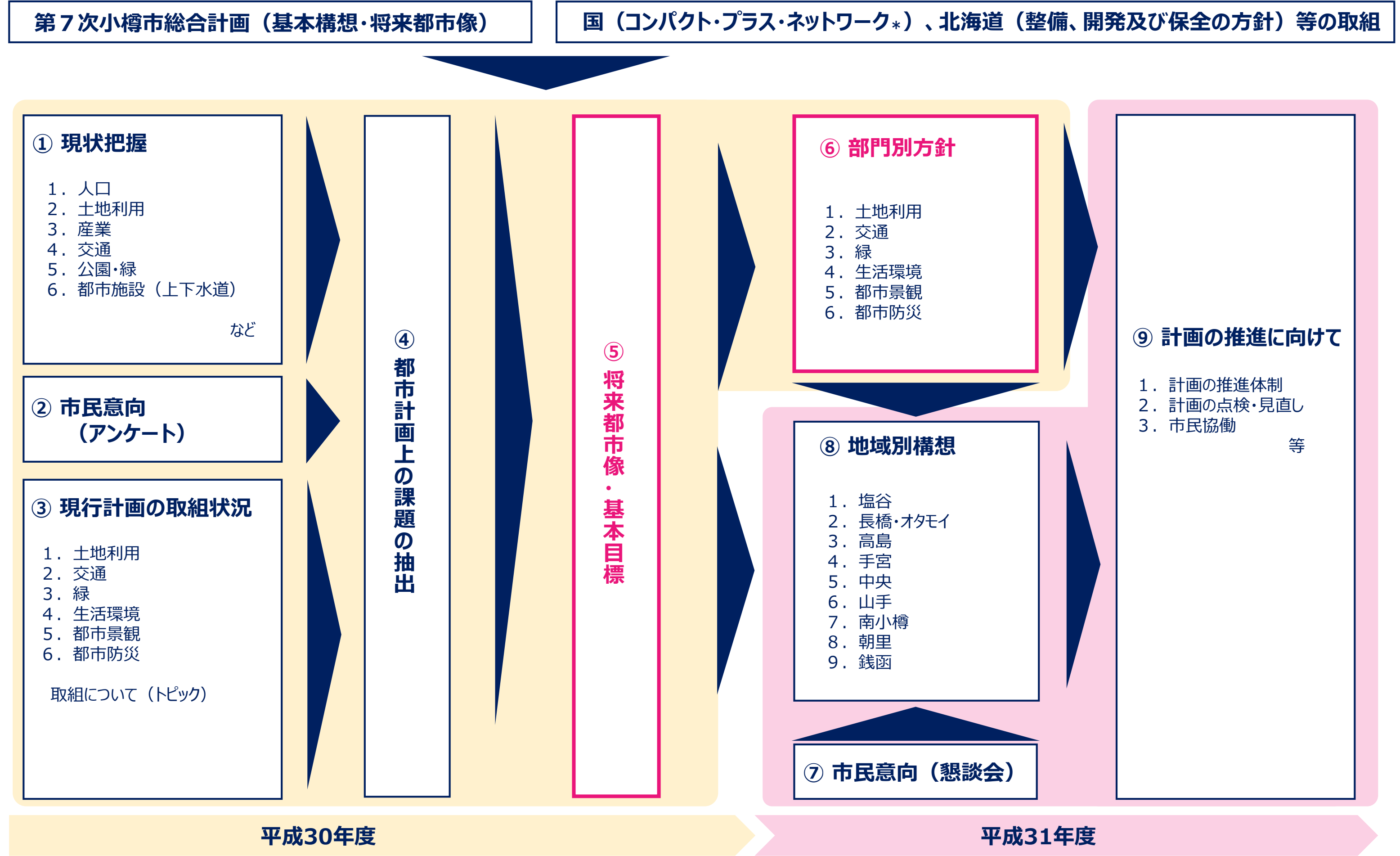


第2次小樽市都市計画マスタープラン

第3回策定委員会

～ 将来都市像・基本目標 ～

～ 部門別方針（基本的考え方） ～



*コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少高齢化が進むなか、地域の活力を維持するとともに医療福祉商業等の生活機能を確保し安心して暮らせるよう地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりをすすめる国の施策

【第 7 次小樽市総合計画基本構想】

1 まちづくりの基本的な考え方

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源を有し、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着を育み、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。

これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少などの社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。

このため、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、支え合い、小樽への郷土愛を持って、協働によるまちづくりを進めます。

2 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す将来の都市像を次のとおり掲げます。

『 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽
～あらたなる 1 0 0 年の歴史へ～ 』

【第 2 次小樽市都市計画マスタープラン】

◆まちづくりの基本的な考え方

本市には北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源や変化に富んだ美しい海岸線、緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれる街並みがあります。

この小樽を次代に継承するため、本市では平成 1 5 年に策定した小樽市都市計画マスタープランに基づき、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指してきましたが、急速に進む人口減少や少子高齢化の中で生じる様々な課題への対応に当たっては、さらなる取組が必要となっています。

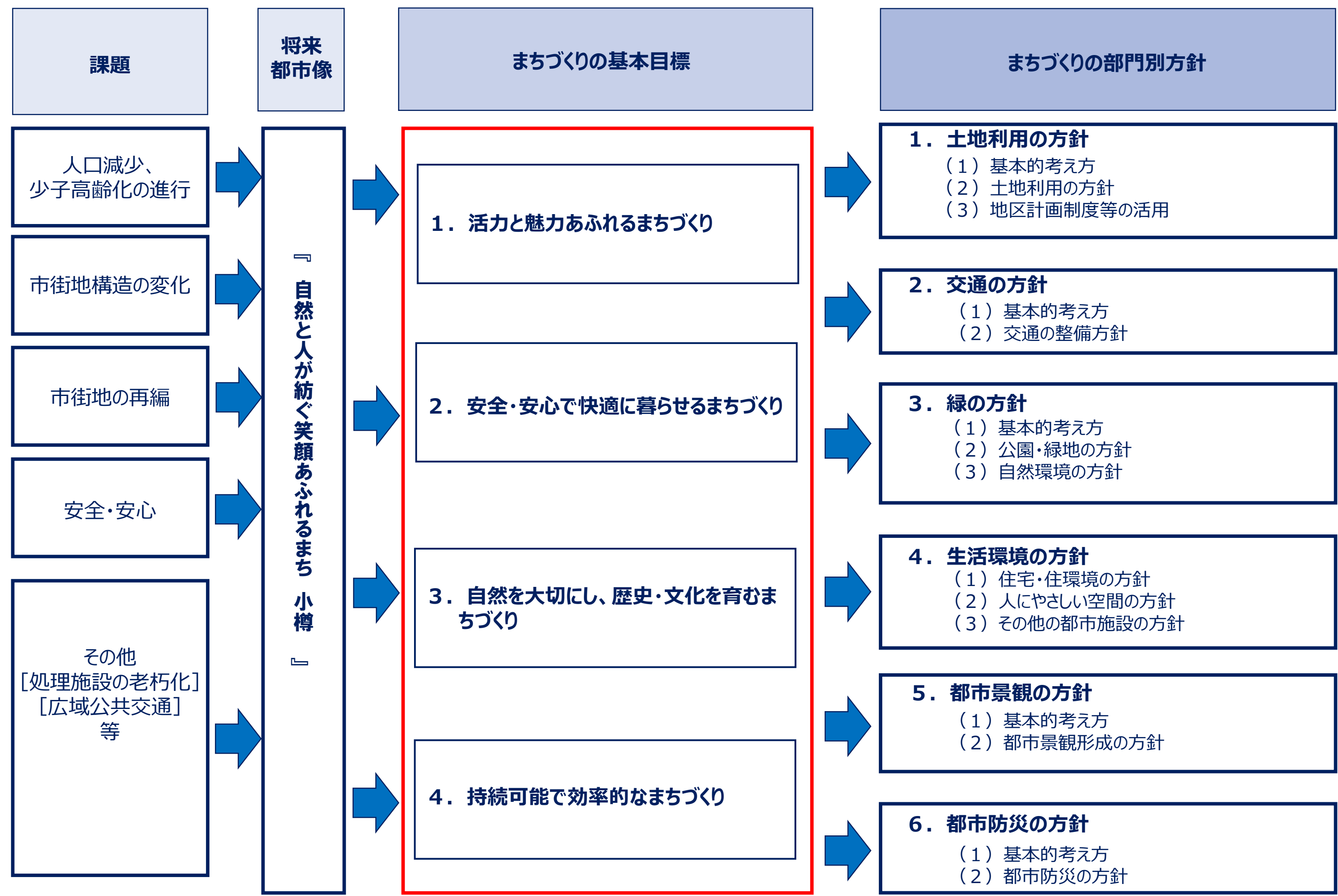
小樽が「住んでみたい」、「住みよい」、「魅力的」なまちとなるよう、多彩な地域資源や都市基盤を効果的に活用して、全ての人が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少などの社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。このため、市民と支えあい、互いに誇りや郷土愛を持って協働によるまちづくりを進めます。

◆将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す第 2 次都市計画マスタープランの将来都市像は、以下のように設定します。

『 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 』



第2次都市計画マスタープランの目指す方向性

1. 人口減少、少子高齢化の進行

- 人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め、地域の活力を維持するとともに安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくりを目指す。
- 子どもを産み・育てやすい、高齢になっても住みやすいまちづくりを目指す。
- 観光に関連する産業の活力向上を図るため、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等を保全・育成し、魅力度の向上に資する土地利用・都市空間づくりを目指す。

2. 小樽市の市街地構造

- 人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め、地域の活力を維持するとともに安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくりを目指す。【再掲】
- 安全で良好な住環境を創出するため、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するほか、未利用地の積極的な活用の誘導に努める。

3. 市街地の再編（公共施設、中心市街地）

- 公共施設等の個別施設計画を策定し、この計画に基づき施設の再編や更新を進める。
- 公共施設等の再編や学校施設の統廃合に伴う跡地の有効活用は、地域の発展に資する活用の検討などを行い、適正な土地利用の誘導に努める。
- 長期未整備の都市計画道路については、人口の減少等の社会経済情勢の変化を踏まえ、その必要性等を総合的に点検・検証した上で、必要な計画の見直しを行い、良好な市街地環境の形成を目指す。
- 中心市街地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などを生かしたにぎわいづくりを目指す。

4. 安全・安心

- 防災に対する市民の関心・意識が高まっている現状などを踏まえ、市民が将来にわたり安全で安心に暮らせるまちづくりを目指す。
- 人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め、地域の活力を維持するとともに安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくりを目指す。【再掲】
- 地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流のため、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進める。
- 公園等が機能することで得られる効果を十分に発揮させるように、適切な維持管理に努めるとともに、利用状況に応じた整備を進め、市民により親しまれる施設となるよう機能の向上を目指す。

5. その他

- 上下水道施設は、適切な維持管理や延命化と効果的な改築・更新を行うとともに耐震性の向上などを進める。
- 循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制や再使用・再利用の取組を徹底するとともに廃棄物の適正な処理体制の構築に努める。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画に即し、小樽の新たな玄関口の形成を目指す。
- 北海道横断自動車道開通による効果を活かし、周辺環境との調和を図りつつ、地域の発展に資するまちづくりを目指す。
- 小樽港は、特性や関連産業の集積などを生かした活力のある港湾を目指すとともに、市民や来訪者にとって魅力ある港湾空間の形成など港湾周辺の都市環境の整備を進める。石狩湾新港は、企業立地を推進し、活性化に努める。
- 観光を基軸としつつ本市産業の振興を図るとともに人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、都市構造のあり方などの検討を進め、コンパクトで魅力的なまちづくりを目指す。

将来都市像

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽』

基本目標

1. 活力と魅力あふれるまちづくり
2. 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
3. 自然を大切にし、歴史・文化を育むまちづくり
4. 持続可能で効率的なまちづくり

第7次総合計画（基本構想）

1. 人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～ 長らく続く少子化と転出超過を改善し、人口減少を抑制するため、子育て世代に優しく、誰もが安心して快適に暮らせる、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちを目指します。 また、交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。 このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などにより安定した働く場を確保するほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。 また、豊かな自然環境や歴史的景観などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を呼び込み、交流するまちづくりを進めます。
VII 土地利用・地区別発展方向 2 地区別発展方向 （2）地区の概況及び発展方向 <中部地区> ■地区の発展方向 ・中心市街地のにぎわいづくり 中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発や第3号埠(ふ)頭などの面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。 また、観光拠点などと一体的な整備に努め、中心商店街の活力とにぎわいづくりを進めます。
テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興） 本市の多彩な魅力の発信などによる更なる観光振興によって観光客の増加を図り、各産業にその経済効果を広げるとともに、新たな需要の創出や、北海道日本海側の拠点である2つの港湾、札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした産業振興により、安定した雇用を創出し、にぎわいのあるまちを目指します。

第2次都市計画マスタープランの目指す方向性

1. 人口減少、少子高齢化の進行 ●人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め、地域の活力を維持するとともに安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくりを目指す。 ●観光に関連する産業の活力向上を図るため、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等を保全・育成し、魅力度の向上に資する土地利用・都市空間づくりを目指す。
3. 市街地の再編（公共施設、中心市街地） ●中心市街地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などを生かしたにぎわいづくりを目指す。
4. 安全・安心 ●地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流のため、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進める。
5. その他 ●北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画に即し、小樽の新たな玄関口の形成を目指す。 ●北海道横断自動車道開通による効果を活かし、周辺環境との調和を図りつつ、地域の発展に資するまちづくりを目指す。 ●小樽港は、特性や関連産業の集積などを生かした活力のある港湾を目指すとともに、市民や来訪者にとって魅力ある港湾空間の形成など港湾周辺の都市環境の整備を進める。石狩湾新港は、企業立地を推進し、活性化に努める。 ●観光を基軸としつつ本市産業の振興を図るとともに人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、都市構造のあり方などの検討を進め、コンパクトで魅力的なまちづくりを目指す。

基本目標

1. 活力と魅力あふれるまちづくり

交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、多彩な地域資源を効果的に活用して何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

また、広域交通ネットワークの形成に努めるほか、**地域地区**※1等の土地利用計画制度の活用により産業を誘導するなど、産業振興により働く場の確保を図り移住・定住を促進します。

にぎわいのある中心市街地の形成やそれぞれの地域の個性を生かした拠点の形成を図るとともに、拠点間を交通ネットワークで結ぶなど、活力を生み出すまちづくりを目指します。

①魅力を高め交流するまちづくり
歴史的建造物や街並みなど地域の特性を生かして、まちの魅力を高め多くの人を呼び込み交流するまちづくりを進めます。

②広域交通ネットワークの形成
札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かし、生産・流通活動の振興や交流の拡大を図る広域的な交通ネットワークの形成に努めます。

③個性を生かした拠点の形成と連携
様々な交流や生産活動の場は、個性豊かな拠点としての形成を図るとともに、機能の強化や連携を図る拠点間ネットワークづくりを進めます。

④活力とにぎわいづくり
中心市街地の活性化のため、JR小樽駅周辺の再開発など面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、利便性と快適性の向上や本市特有の景観を生かし、観光拠点などと一体的な整備に努め、活力とにぎわいづくりを進めます。

※1 地域地区
都市計画区域内の土地をどのような用途に利用すべきか、どの程度に利用すべきかなどということを都市計画として定め、建築物の用途、容積、構造等に関し一定の制限を加えることにより、その適正な利用と保全を図ろうとするもの。
（用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域又は準防火地域など）

第7次総合計画（基本構想）

1. 人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～

長らく続く少子化と転出超過を改善し、人口減少を抑制するため、子育て世代に優しく、誰もが**安心**して**快適に暮らせる**、**住んでみたい・住み続けたいと思えるまち**を目指します。

また、交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などにより安定した働く場を確保するほか、**住環境や生活利便性の向上**と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、**若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります**。

また、豊かな自然環境や歴史的景観などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を呼び込み、交流するまちづくりを進めます。

テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）

小樽特有の地形・気象などの状況の下、周辺の豊かな自然環境、情緒あるまちなみや歴史的資産などを生かし、市民や民間企業等と連携や協働しながら、**快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより**、観光客には魅力を感じられ、**高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全で暮らしやすいまち**を目指します。

■施策2 道路・河川
道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。

このため、**地震や大雨など災害に強い**道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

■施策4 除排雪
北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、**効率的な雪対策の充実を図り**、高齢者や子どもなどにも配慮した除排雪に努めます。

■施策6 交通
地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で**円滑に移動できる交通環境**づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

第2次都市計画マスタープランの目指す方向性

1. 人口減少、少子高齢化の進行

● **子どもを産み・育てやすい、高齢になっても住みやすい**まちづくりを目指す。

2. 小樽市の市街地構造

● 安全で良好な住環境を創出するため、**空き家等の対策**を総合的かつ計画的に**推進**するほか、未利用地の積極的な活用の誘導に努める。

4. 安全・安心

● 防災に対する市民の関心・意識が高まっている現状などを踏まえ、市民が将来にわたり**安全で安心に暮らせる**まちづくりを目指す。

● **地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流**のため、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進める。

● 公園等が機能することで得られる効果を十分に発揮させるように、適切な維持管理に努めるとともに、利用状況に応じた整備を進め、**市民により親しまれる施設となるよう**機能の向上を目指す。

5. その他

● 上下水道施設は、適切な維持管理や延命化と効果的な改築・更新を行うとともに**耐震性の向上**などを進める。

基本目標

2. 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全・安心で暮らしやすく、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

①移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり
住環境や生活利便性の向上により、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

②全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
空家等対策の推進や効率的な雪対策の充実を図るとともに、地震や大雨など災害に強い生活基盤の充実により、全ての人にとって、安全・安心で快適に暮らしやすく、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

③人にやさしいまちづくり
安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、全ての人が円滑に移動できる交通環境の形成に努めます。

また、コミュニティ活動の拠点の維持に努め、ふれあいのある地域社会づくりを目指します。

第7次総合計画（基本構想）

1. 人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～ 長らく続く少子化と転出超過を改善し、人口減少を抑制するため、子育て世代に優しく、誰もが安心して快適に暮らせる、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちを目指します。 また、交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。 このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などにより安定した働く場を確保するほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。 また、豊かな自然環境や歴史的景観などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を呼び込み、交流するまちづくりを進めます。
テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤） ■施策5 市街地整備 歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。
テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観） ■施策3 公園・緑地 人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。 ■施策4 都市景観 小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなどの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。
VII 土地利用・地区別発展方向 2 地区別発展方向 （2）地区の概況及び発展方向 ＜中部地区＞ ■地区の発展方向 ・都市景観の保全と観光への活用 小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、日本遺産認定へ向けた取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。

第2次都市計画マスタープランの目指す方向性

1. 人口減少、少子高齢化の進行 ●観光に関連する産業の活力向上を図るため、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等を保全・育成し、魅力度の向上に資する土地利用・都市空間づくりを目指す。
3. 市街地の再編（公共施設、中心市街地） ●中心市街地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などを生かしたにぎわいづくりを目指す。

基本目標

3. 自然を大切にし、歴史・文化を育むまちづくり 豊かな自然環境や小樽の歴史、文化が息づく歴史的な街並みなどの資源を本市固有の財産として守り育て、魅力度の向上に資するまちづくりを目指します。
①自然環境と調和したまちづくり 海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくりを進めます。
②景観資源を守り育てるまちづくり 小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の景観資源を守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

第7次総合計画（基本構想）

2 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～

少子化対策の効果が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、長期間にわたり高齢化と自然減が続く見通しです。また、全国の人口が減少に転じた中で、より大きな都市圏へ人口が集中する傾向が続いていることから、社会減の解消も容易なことではありません。

このことから、人口減少の抑制を図る一方で、人口減少と高齢化が当面続くことは避けられないものと受け止め、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。

このため、高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。

また、**人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す**とともに、近隣市町村と連携して安定的な住民サービスの提供に努めます。

テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）

■施策5 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、**人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。**

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

■施策6 交通

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

第2次都市計画マスタープランの目指す方向性

1. 人口減少、少子高齢化の進行

● **人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め**、地域の活力を維持するとともに**安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくり**を目指す。

4. 安全・安心

● **地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流のため、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進める。**

基本目標

4. 持続可能で効率的なまちづくり

人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、**安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくり**を目指します。

①効率的なまちづくり

人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう市街地の範囲や拠点のあり方の検討を進め、中心拠点と複数の地域拠点に公共施設などの都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

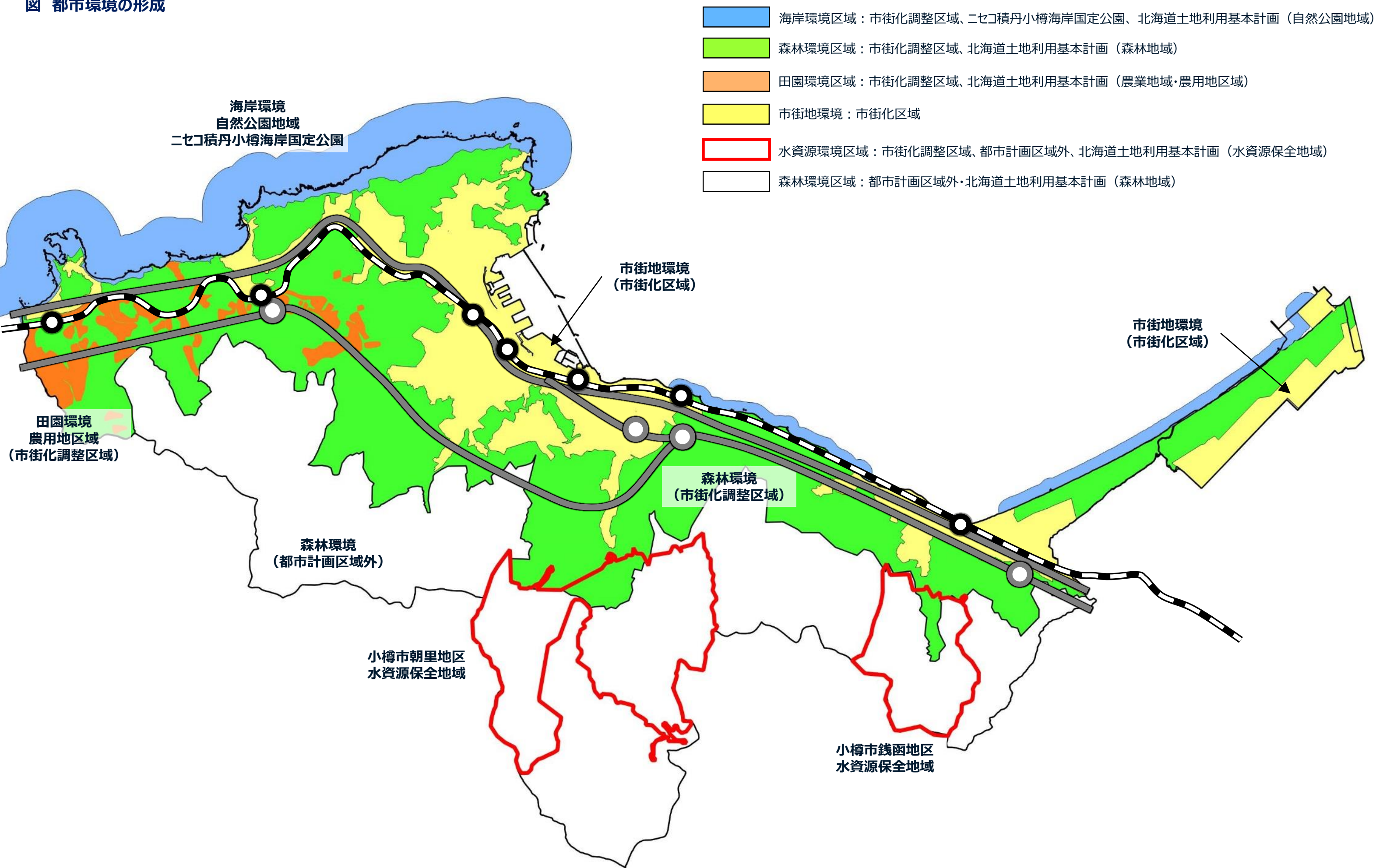
②地域公共交通網の形成

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

（１）都市環境の形成 市域を構成する環境特性を明確にするため、都市環境を「海岸」「森林」「田園」「市街地」「水資源」の５つに区分し、整備、開発及び保全に関する方針を明らかにします。

第２次 都市計画マスタープラン			現行 都市計画マスタープラン	関連計画における位置づけ	
環境区域	都市環境形成の方針		都市環境形成の方針	北海道土地利用基本計画－第５次－	小樽都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 札幌都市圏都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
海岸環境区域 （市街化調整区域）	自然環境の維持・保全	・海岸地域は、水産資源の宝庫であるとともに、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・海岸線の周辺における整備・開発は必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。	・海岸地域は、海洋資源の宝庫であるとともに、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・海岸線の周辺における整備・開発は必要最少限に抑え、周辺環境への十分な配慮に <u>つとめます</u> 。	自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その保護と利用を通じて道民の保健、休養及び自然保護意識の啓発に資するとともに生物多様性の確保に寄与するものであることなどから、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けるものとします。【（４）自然公園地域】	（５）市街化調整区域の土地利用の方針 ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な都市環境を形成する上で重要な要素である市街地背後の赤岩山・天狗山・毛無山・石倉山・春香山などの丘陵樹林地や「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」などの自然景勝地については、自然環境の維持・保全に努める。…【小樽】
森林環境区域 （市街化調整区域）	自然環境の維持・保全	・森林は、大気の浄化や水源の涵養などの機能を持つほか、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境に十分配慮し、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。 ・市民の憩いの場となるスキー場、ゴルフ場、キャンプ場などの施設がある朝里川温泉地区、天狗山・毛無山・春香山周辺地区は、今後も観光・レクリエーションの拠点として周辺の環境に配慮し、調和のとれた土地利用に <u>努めます</u> 。	・森林は、大気の浄化や水源の涵養などの機能を持つほか、自然の生態系を育む重要な財産であるため、良好な環境を維持・保全します。 ・整備・開発は必要最少限に抑え、周辺環境への十分な配慮に <u>つとめます</u> 。 ・市民の憩いの場となるスキー場、ゴルフ場、キャンプ場など、既にレクリエーションや観光地として土地利用がされている、朝里川温泉地区、天狗山・毛無山・春香山周辺地区は、今後とも観光・レクリエーションの拠点として周辺環境に配慮し、調和のとれた利用に <u>つとめます</u> 。 ・新たな拠点整備などで活用する際には、環境への負荷が最小限となるよう配慮するとともに、地区計画制度の活用により良好な環境との調和に <u>つとめます</u> 。	森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。 森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、山地災害の防止、水源の涵養、保健・休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて道民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。【（３）森林地域】	④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街化調整区域における自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境の積極的な保全の観点、更には既存の施設を有効に利用する観点から、スポーツ・レクリエーション、都市型リゾート、芸術文化、全天候型多目的施設などとして利用している空間については、今後とも地区特性に応じた活用を図る。 … このほか、市街化調整区域における都市的土地利用については、生活利便機能など本来市街地内において提供されるべき機能の立地を抑制する一方で、市街化区域内に立地することがない機能や市街化調整区域の特質を活かす機能の立地については、農林漁業との調整を図りつつ、開発許可制度等を適切に運用し、対応する。…【札幌圏】
田園環境区域 （市街化調整区域）	生産環境の維持・保全	・塩谷・桃内・蘭島地区の農地は、良好な生産の場や体験農園など市民が親しめる場として、その環境を維持・保全します。 ・整備・開発は、必要最小限に抑え、周辺環境への十分な配慮に努めます。 ・桃内地区などについては、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、生活環境の維持・保全に努めるとともに、必要に応じて地区計画制度の活用を検討します。	・塩谷・桃内・蘭島地区の農地は、良好な生産の場や体験農園など市民が親しめる場として、その環境を維持・保全します。 ・整備・開発は必要最少限に抑え、周辺環境への十分な配慮に <u>つとめます</u> 。 ・桃内の住宅が連担する地区は、農地などの営農環境に対する影響や市街地環境との調整を図りつつ、居住環境の確保に <u>つとめます</u> 。	農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。 農業地域の土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、道土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとします。 ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることなどから、土地改良等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。【（２）農業地域】	（５）市街化調整区域の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域のうち、農地造成など農業基盤の整備が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律（第8条第2項第1号）に基づく小樽市農業振興地域整備計画書において農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。…【小樽】
市街地環境区域 （市街化区域）	生活環境の整備・開発	・既存の機能を有効に活用しつつ、都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の整備・開発を図ります。 ・市街地の良好な生活環境の形成を図るため、災害に強い生活基盤の充実や高齢者などに配慮したまちづくりに努めます。 ・自然、歴史、景観など地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。	・既存の機能を有効に活用しつつ、都市機能の効率的な更新を進め、利便性の高い市街地の整備・開発を図ります。 ・市街地の良好な生活環境の形成を図るため、福祉や防災などに配慮した都市基盤づくりに <u>つとめます</u> 。 ・自然、歴史、ウォーターフロント、景観など地域の特性を活かした都市づくりに <u>つとめます</u> 。	市街化区域においては、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図るものとします。【（１）都市地域 ア】	（４）市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、新駅周辺地域の適切な土地利用について検討する。 また、臨港地区については、港湾計画に基づき適切な土地利用を図るとともに港湾機能と都市機能が調和し、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進するため、地区計画等を活用した用途の複合化も含めた適切な土地利用を図る。 石狩湾新港地域に配置する工業地については、食品関連産業やリサイクル関連産業の集積、エネルギー関連施設などの立地が進んでおり、同港の港湾計画等に基づき、これらの工業・流通機能と企業立地のインセンティブを高める利便施設、研究移設、情報機能が調和した、複合的な土地利用を図る。…【札幌圏】 ④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 社寺境内地などにある身近にふれあう貴重な樹林地、市街地背後に広がる丘陵地や市域をふちどる海岸線などの骨格的緑地の保全に努めるとともに、歴史的建造物の保全・活用など、歴史的街並みの形成に努める。…【小樽】
水資源環境区域 （市街化調整区域・都市計画区域外）	水資源環境の保全	・朝里・銭函地区に存在する水資源保全地域の保全のため、関係機関との連携に努めます。		北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）に基づく水資源保全地域においては、水資源が本道の貴重な財産であることから、その保全と水源周辺における適正な土地利用を図るものとし、水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障をきたすおそれのある土地利用は、極力避けるものとします。また、周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うものとします。【水資源保全地域の土地利用】	

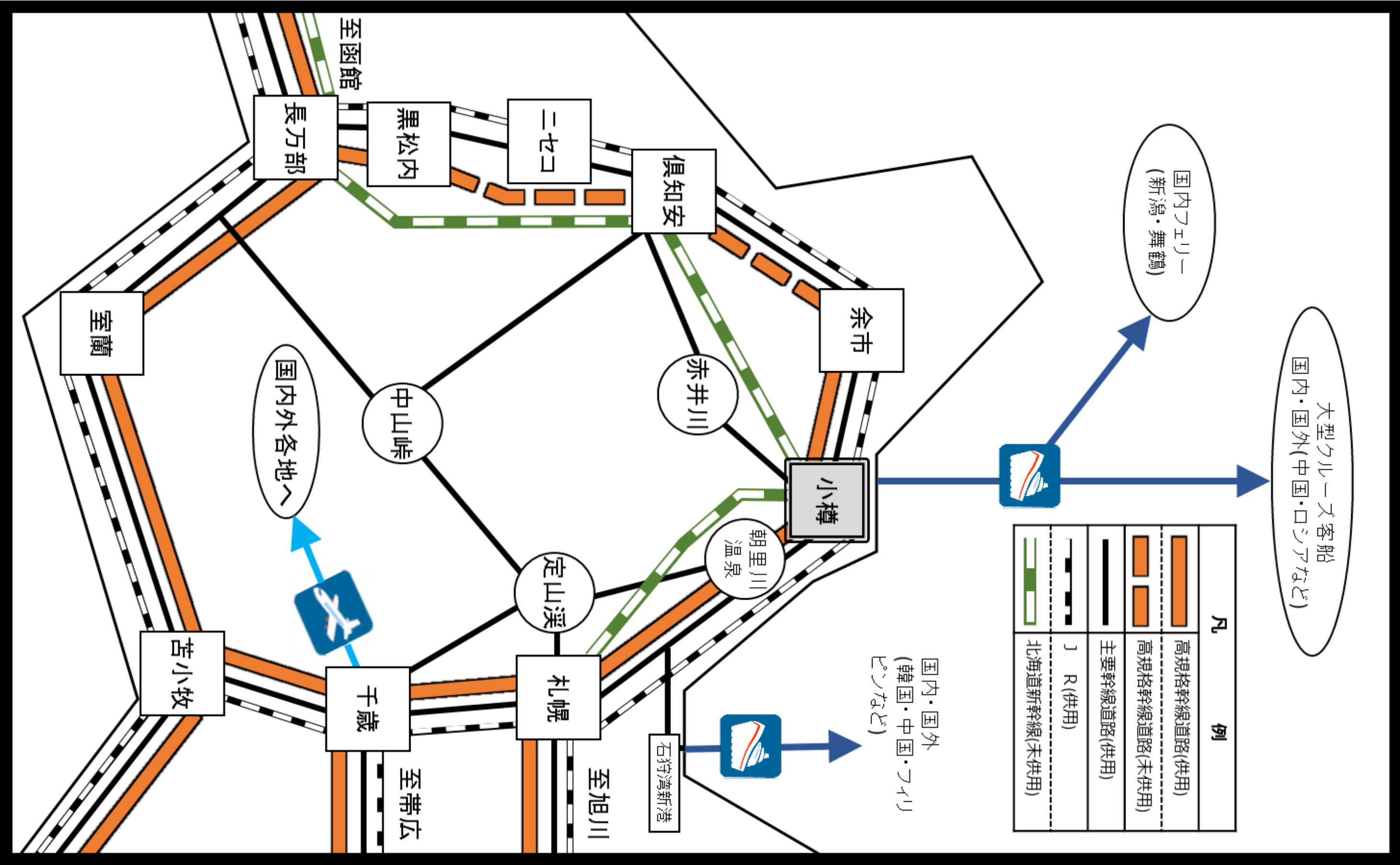
図 都市環境の形成



（２）広域交通ネットワークの形成 主要道路網、鉄道、港湾による地域間や都市間を連絡する広域交通ネットワークを設定し、広域的なつながりを明確にします。

		第2次 都市計画マスタープラン		現行 都市計画マスタープラン	関連計画における位置づけ	
	区分	施設名		役割・方向性	小樽都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 札幌都市圏都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
広域交通ネットワーク	道路	高規格幹線道路	北海道横断自動車道（後志自動車道）	・北海道内での高速交通ネットワークを形成 ・交通混雑の解消、広域における物流の円滑化、地場産業の発展、観光需要（国内外）の増加を促進 ・広域における災害時の緊急輸送ルート及び国道5号の代替ルート	・国土開発幹線自動車道に位置付けられ、高速交通ネットワークの形成を図る。 ・交通混雑の解消、広域における物流の円滑化、地場産業の発展、観光需要の増加を促進。 ・広域における災害時の緊急輸送ルート及び代替ルート。	2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 ・広域交通については、既存交通機能の充実を図りつつ、各種交通機関の適切な分担と有機的な連携を図ることにより、総合的・一体的な交通体系の確立を目指す。また、北海道横断自動車道や北海道新幹線など新たな交通ネットワークとそのアクセス機能の形成を促進するとともに、広域的な観光交流や経済活動に寄与する交通ネットワークの充実に努める。…【小樽】 ア 広域交通について 国内外へと広がる人や物の交流を支えるため、空港、港湾及びそれらへのアクセス並びに鉄道、高速自動車道路、主要幹線道路などの広域交通機能の確保に努めるとともに、広域交通と都市内交通との確実な連携を図る。…【札幌圏】 ② 主要な施設の配置方針 a 道路 高速交通ネットワークの形成を図るために配置している1・3・1号小樽山手通(北海道横断自動車道) やインターチェンジへのアクセス道路の早期整備を促進するとともに、市内地域間を結ぶ環状道路（道道小樽環状線）、産業・交流の軸となる3・2・4号臨港線（道道小樽港線）や物流・交流拠点である小樽港などの主要な拠点間を結ぶ道路網の形成の促進、J R小樽駅駅前広場の交通機能の充実など、広域交通と都市内交通の有機的な連携のとれた道路交通ネットワークの充実に努める。 また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、3・4・14号若松線（道道天神南小樽停車場線）と一体的な新駅駅前広場について、検討を行い整備を行うとともに、アクセス機能の充実に努める。…【小樽】 主要幹線道路網は、高速自動車道路網との整合性を図りながら、札幌都市圏の都市相互を結ぶための連携道路として3・1・500道央新道（道央圏連携道路、国道337号）、3・1・61追分通、3・1・116茨戸・福移通、3・3・616屯田・茨戸通（札幌圏連携道路、道道札幌北広島環状線）を配置し、都心への流入を抑制しながら地域間の交通の円滑化を図るための環状道路として3・2・10環状通、バイパス道路として3・1・47札幌新道（国道5号、国道274号）を配置する。…【札幌圏】 b 鉄道 北海道新幹線の整備にあたっては、新駅駅舎と連携した駅前広場などの整備により、利用者のアクセス機能などを確保する。 また、J R函館本線は、公共交通として輸送機能の充実に努める。…【小樽】 d 港湾 道央広域連携地域の日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存の港湾施設や港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致や対岸諸国などとの貿易拡大に努めるとともに、老朽化した外郭、係留及び臨港交通施設の改良など港湾施設の計画的な整備を進める。 また、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場として活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努める。…【小樽】
			北海道横断自動車道（札幌自動車道）	・小樽と札幌を結ぶ、都市間自動車専用道路 ・道央圏や道北圏等との物流・交流の拡大 ・高次医療の享受や救急患者搬送の安定 ・買物・レクリエーション等日常生活における利便性が向上	・小樽と札幌を結ぶ、都市間自動車専用道路。 ・道央・道北圏等との物流・交流の拡大。 ・高次医療の享受や救急患者の搬送が安定。 ・買物・レクリエーション等日常生活における利便性が向上。	
		主要幹線道路	国道5号	・函館市を起点とし、後志圏を経由して小樽、札幌を結ぶ主要道路 ・本市の広域交通の骨格軸	・函館市を起点とし、後志圏を経由して小樽、札幌を結ぶ主要道路。 ・広域交通の骨格軸。	
			国道393号	・小樽市奥沢を起点とし、赤井川村を経由して倶知安町に至る主要道路 ・地域間交流の活性化のほか、物流の円滑化や主要観光地へのアクセス性の向上 ・災害時の緊急輸送ルート及び国道230号の代替ルート	・小樽市奥沢を起点とし、赤井川村を経由して倶知安町に至る主要道路。 ・道央圏主要観光地（札幌・朝里川温泉・赤井川・ニセコ・中山峠・定山溪）を結ぶ、観光リゾート環状ネットワークの形成を図る。	
			国道337号	・千歳市を起点に江別市・石狩市・札幌市を経由して、札幌自動車道銭函ICに至る主要道路（道央圏連絡道路） ・小樽港や石狩湾新港と新千歳空港、苫小牧港を結び、工業拠点の生産・流通機能の向上	・千歳市を起点に江別市・石狩市・札幌市を経由して、札幌自動車道銭函ICに至る主要道路。 ・工業拠点の生産・流通機能の向上を図る。	
		道道小樽定山溪線	・小樽市新光を起点とし、札幌市定山溪の国道230号と結ぶ主要道路 ・朝里峠は四季折々に美しい山岳景観が広がり、観光道路としても魅力的なルート	・小樽市新光を起点とし、札幌市定山溪の国道230号と結ぶ主要道路。 ・四季おりおりに美しい山岳景観が広がり、観光道路としても魅力的なルート。		
	鉄道	北海道新幹線		・青森を起点とし、北斗、八雲、長万部、倶知安、小樽を経由して、札幌に至る延長約360kmの北回りルート ・高速性、安全性、定時性などが格段に優れており、他の交通機関と比べ二酸化炭素の排出量も非常に少ない。 ・開業により本州をはじめとして北海道内と一層の交流促進・拡大	・青森を起点とし、函館、長万部、倶知安、小樽等を経由して、札幌に至る延長約360kmの北回りルート。 ・高速性、安全性、定時性などが格段に優れており、二酸化炭素の排出量も非常に少ない「地球にやさしい交通機関」として期待。 ・北海道と本州における、より一層の交流促進・拡大に資するとともに、沿線地域の開発効果の増大を図る。	
		JR函館本線		・函館から長万部、倶知安、小樽、札幌などを經由して旭川に至る主要ルート ・後志方面や小樽・札幌間における利便性の向上を促進	・函館から長万部、倶知安、小樽、札幌などを經由して旭川に至る主要ルート。 ・小樽・札幌間や後志方面における高速化を促進。	
	港湾	小樽港		・日本海側の商業港として海上貨物輸送を中心とした物流拠点 ・本市と新潟、舞鶴をフェリーで結ぶ日本海航路は、北海道と本州を連絡する重要なルート ・大型クルーズ客船の寄港地 ・航路の拡充に努め、国内外との交易・交流を促進	・日本海側の商業港として海上貨物輸送を中心とした物流拠点。 ・本市と新潟、舞鶴を結ぶ日本海フェリー航路は、北海道と本州を連絡する重要なルート。 ・航路の拡充につとめ国内外との交易・交流を促進。	
		石狩湾新港		・札幌圏における海上貨物輸送を中心とした物流拠点 ・小樽港との相互補完のもと、背後地域の生産・流通機能との連携強化による物流の促進	・石狩湾新港地域開発の核となる役割を担う。 ・小樽港との相互補完のもと、背後地域の生産・流通機能との連携強化による物流を促進。	

図 広域交通ネットワーク

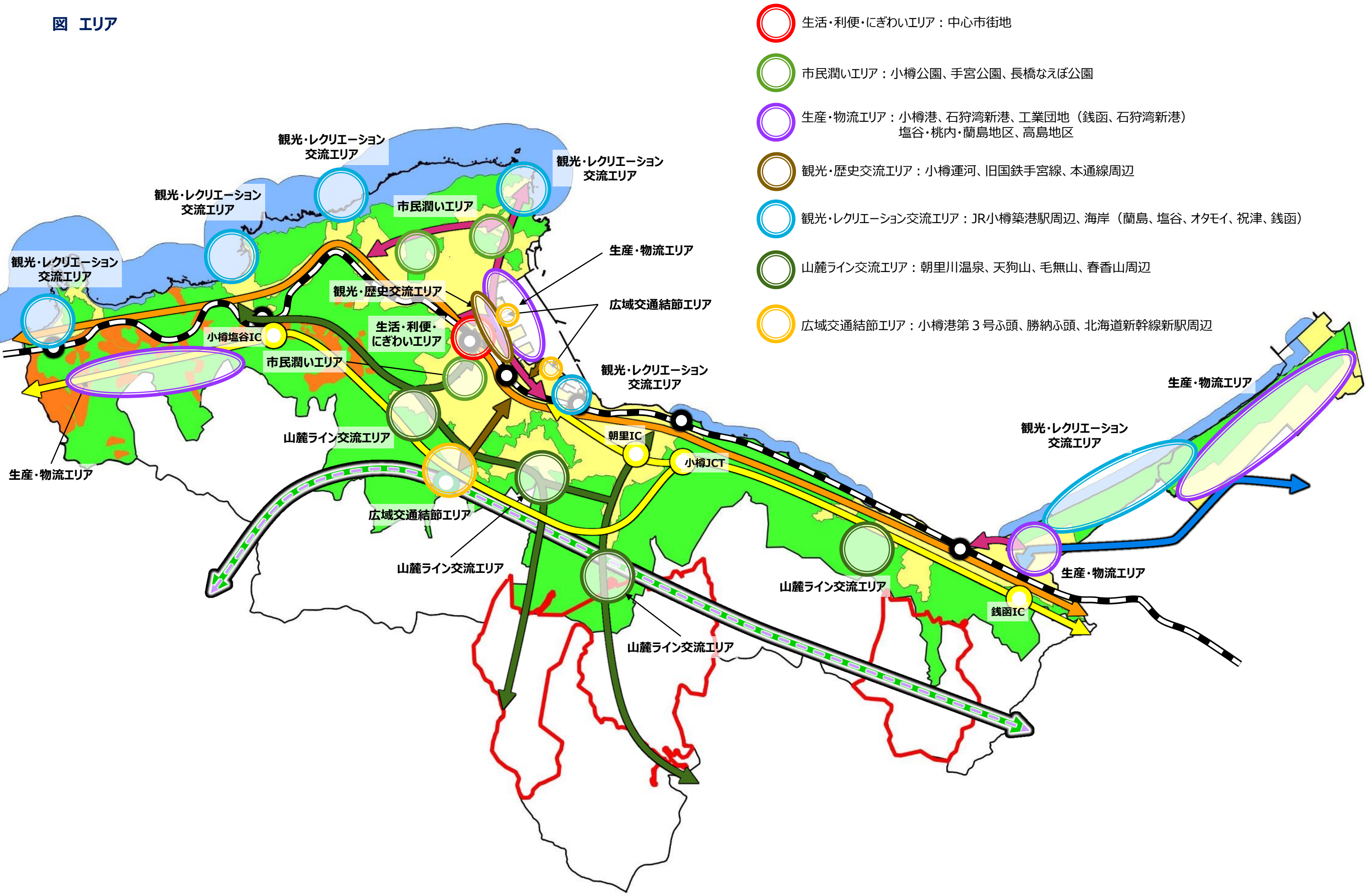


(3) エリアと連携軸
1) エリア

様々な交流や生産活動の場である主要な地区をエリアと位置付け、エリア間を連携するネットワークづくりを進めます。
「エリア」の機能を明確にするため「生活」「生産」「交流」に区分します。

	第2次 都市計画マスタープラン			現行 都市計画マスタープラン			関連計画における位置づけ
	エリア		役割・方向性	拠点		役割・方向性	小樽都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 札幌圏都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
生活機能	生活・利便にぎわいエリア	中心市街地	・本市の中心部として、商業・業務など多様なサービス機能が集積するエリア ・にぎわいの創出を図るため、商業の振興やまちなか居住を促進します。	生活・利便にぎわい拠点	中心市街地	・本市の中心部として、商業・業務など多様なサービス機能が集積する拠点。 ・にぎわいの創出を図るため、商業の振興や街なか居住などを促進します。（「街なか活性化計画」との連携）	1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 主要用途の配置の方針（抜粋） 現在の市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する。 市街化区域の範囲は、人口動態や産業の動向等から現状を維持し、利便性の高いコンパクトな市街地形成を目指す。…【小樽】 ② 商業系 商業系は、各地域特性を活かした魅力ある商業空間の創出に努め中心商業・業務地、一般商業地、沿道サービス地などに分けて位置付ける。 中心商業・業務地のうち、中心商業地は、小樽市中心市街地活性化基本計画に基づき商業、サービスの集積地としてJR小樽駅周辺及び都通り商店街を中心とした色内・稲穂・花園などに配置し、まちなか居住などの複合的な機能を備えたにぎわいのある商業地の形成を図る。 また、官公庁施設などとしての業務地は、花園・富岡などに配置し、行政サービス機能を活かした利便性の向上に努める。 一般商業地としては、中心商業地の周辺で既に商業施設の集積がみられ、徒歩圏での利便性を支える地区や、地域の生活を支える商業地として手宮・長橋・入船・銭函などに配置し、日常生活利便施設の充実を図る。 沿道サービス地としては、主要な幹線ごとの状況に応じて蘭島・塩谷・緑・奥沢・新光・銭函などに配置する。 レジャー・レクリエーション及びウォーターフロントを活かした商業地として、山間部の朝里川温泉、臨海部のJR小樽築港駅周辺にそれぞれ配置する。…【小樽】 拠点 b 高次都市機能拠点（石狩湾新港地域） 流通港湾と一体となった道央圏の生産・流通拠点として、その機能強化を図る。…【札幌圏】 (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ① 土地の高度利用に関する方針 JR小樽駅周辺については、小樽市中心市街地活性化基本計画と連携した土地利用の高度化及び未利用地の有効利用を促進し、中心市街地として活力とにぎわいのあるまちづくりを進め、都市環境の充実を図る。 また、JR小樽築港駅周辺については、広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、周辺施設と連携のとれた複合的な土地利用を促進する。…【小樽】 ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、新駅周辺地域の適切な土地利用について検討する。 また、臨港地区については、港湾計画に基づき適切な土地利用を図るとともに港湾機能と都市機能が調和し、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進するため、地区計画等を活用した用途の複合化も含めた適切な土地利用を図る。…【小樽】 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ② 主要な施設の配置方針 a 道路（抜粋） また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、3・4・14号若松線（道道天神南小樽停車場線）と一体的な新駅前広場について、検討を行い整備を行うとともに、アクセス機能の充実に努める。…【小樽】 b 鉄道 北海道新幹線の整備にあたっては、新駅駅舎と連携した駅前広場などの整備により、利用者のアクセス機能などを確保する。 また、JR函館本線は、公共交通として輸送機能の充実に努める。…【小樽】 d 港湾（抜粋） また、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場として活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努める。…【小樽】
	市民潤いエリア	小樽公園 手宮公園 長橋なえぼ公園	・市民の身近なスポーツやレクリエーション、自然を生かした体験学習の場としてのエリア ・施設の充実を図り、潤いのある空間の維持に努めます。	市民うるおい拠点	小樽公園 手宮公園 長橋なえぼ公園	・市民の身近なレクリエーションや自然を活かした体験学習の場としての拠点。 ・施設の充実を図り、うるおいのある空間の維持につとめます。	
生産機能	生産・物流エリア	小樽港地区 石狩湾新港地区 銭函工業団地	・港湾機能を生かした生産・流通機能を集積するエリア ・既存工業機能の集積、技術の高度化、新たな産業の立地に対応します。	生産・物流拠点	小樽港地区 石狩湾新港地区 銭函工業団地	・港湾機能を活かした生産活動や広域物流の拠点。 ・既存工業機能の集積、技術の高度化、新たな産業の立地に対応します。	
		塩谷・桃内・蘭島地区 高島地区	・農産物の供給地で都市近郊の農業エリア ・漁港機能を生かした水産物の供給エリア ・生産活動を支える機能の適切な維持に努めます。		塩谷・桃内・蘭島地区 高島地区	・農産物の供給地で都市近郊型農業の拠点。 ・水産物の供給や漁港としての拠点。 ・生産活動を支える機能の向上につとめます。	
交流機能	観光・歴史交流エリア	小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区	・小樽運河などを中心とする歴史的建造物等を活用した観光エリア ・中心市街地との回遊性の向上に努めます。	ウォーターフロント交流拠点	小樽運河・本通り線周辺地区	・小樽運河周辺や本通線界隈を中心とする歴史的建造物などを活用した観光拠点。 ・歴史や親水アメニティと連携を図り、中心市街地との連続性の強化につとめます。	
	観光・レクリエーション交流エリア	J R 小樽築港駅周辺地区	・JR小樽築港駅を中心とした広域的な商業・レクリエーション・医療などの生活サービス機能が複合するエリア ・親水性と小樽らしさを生かした広域的な生活サービス機能などを提供するとともに、中心市街地との連携を図ります。		小樽築港駅周辺地区	・ウォーターフロントを活かした魅力ある商業・レクリエーション・文化の拠点。 ・親水アメニティを活かした、広域的な文化・交流・生活サービス機能を提供するとともに、中心市街地との連携を図ります。	
		祝津周辺地区 オタモイ周辺地区	・市民や観光客が、水族館、ヨットハーバー、鯨御殿、優れた景観などを楽しめるエリア ・海蝕された地形が連続する景勝地や文化財などを生かした魅力ある観光・海洋レクリエーションのエリアとして活用します。		祝津周辺地区 オタモイ周辺地区	・水族館、ヨットハーバー、鯨御殿、優れた景観など市民や観光客が親しめる拠点。 ・海蝕された地形が連続する景勝地を活かした魅力あるレクリエーションの拠点として活用します。	
		蘭島地区 塩谷地区 銭函地区	・海水浴やマリンスポーツなどが楽しめるエリア ・自然環境に配慮し、親水エリアとして活用します。		蘭島地区 塩谷地区 銭函地区	・海水浴やマリンスポーツなどの拠点。 ・自然環境に配慮し、海岸拠点として活用します。	
	山麓ライン交流エリア	朝里川温泉地区	・宿泊、スポーツ機能を中心とした観光拠点「ゆらぎの里」があるエリア ・定山溪温泉方面からの玄関口であり、特色のある観光・レクリエーションの場として活用します。	山麓ライン交流拠点	朝里川温泉地区	・宿泊、スポーツ機能を中心とした観光拠点「ゆらぎの里」。 ・定山溪温泉方面からの玄関口であり、特色のある観光・レクリエーションの場として誘導します。	
		天狗山周辺地区 毛無山周辺地区 春香山周辺地区	・市民や観光客が豊かな自然環境に親しめるエリア ・自然環境に配慮し、観光・レクリエーションの場として活用します。		天狗山周辺地区 毛無山周辺地区 春香山周辺地区	・市民や観光客が親しめる拠点。 ・自然環境に配慮し、山麓拠点として活用します。	
	広域交通結節エリア	北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区 JR小樽駅周辺地区 小樽港第3号ふ頭周辺地区 勝納ふ頭周辺地区	・広域交通との結節機能を有するエリア ・小樽観光や後志圏への玄関口としての役割を担います。				

図 エリア



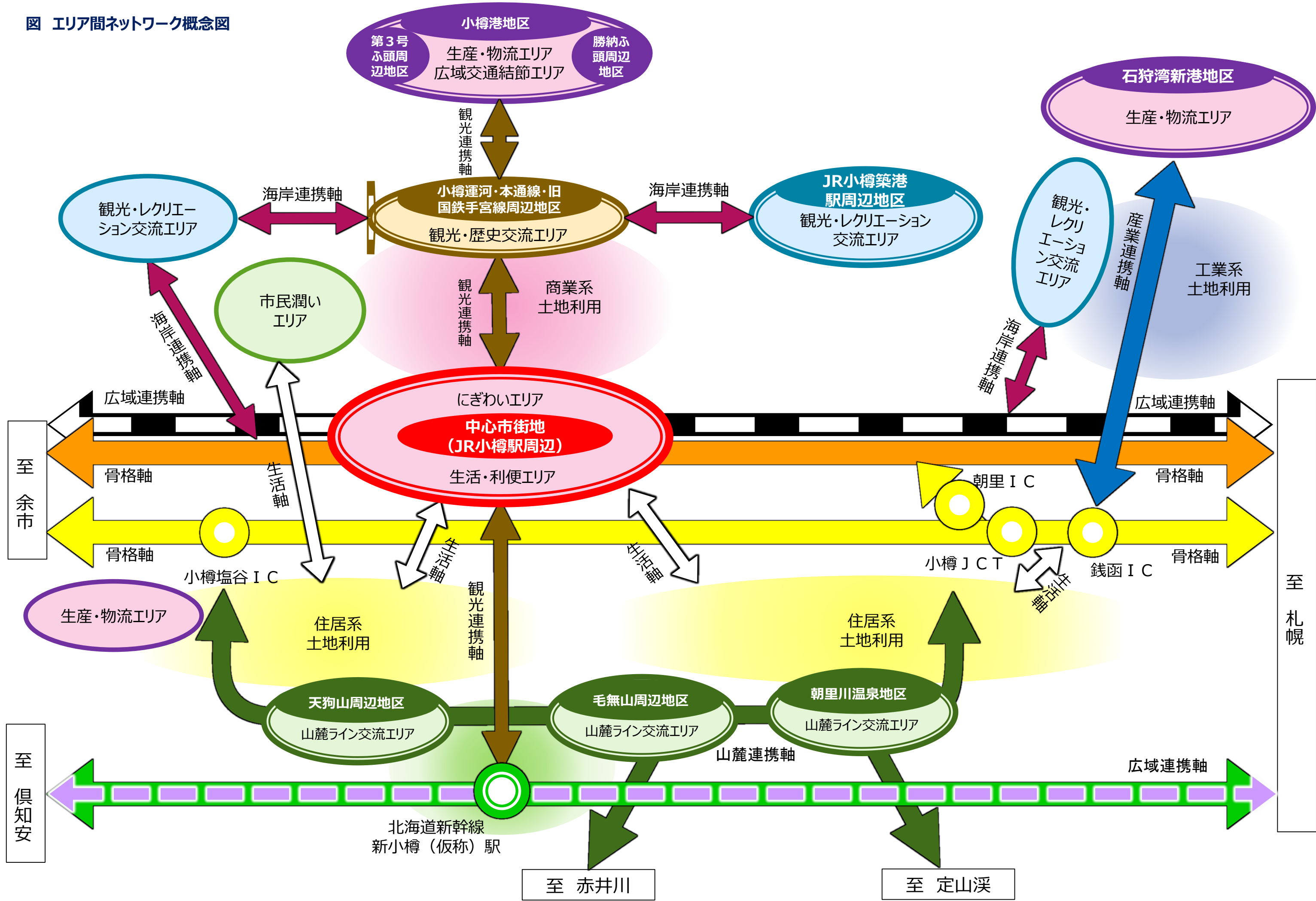
(3) エリアと連携軸

2) 連携軸

「生活」「生産」「交流」のエリアを連絡するネットワークを設定し、まちづくりの軸を明確にします。

エリア間ネットワーク	第2次 都市計画マスタープラン		現行 都市計画マスタープラン		関連計画における位置づけ
	区分	役割	区分	役割	小樽都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
	骨格軸	・JR小樽駅周辺を中心として主要結節点を結び、広域的なネットワークを形成する軸 ・北海道横断自動車道（後志自動車道、札幌自動車道）、国道5号を主体とし、交流・生産・生活・交通などの多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸	骨格軸	・小樽駅周辺を中心として主要結節点を結び、広域的なネットワークを形成する軸。 ・北海道横断自動車道（小樽・黒松内、札幌自動車道）、国道5号を主体とし、交流・生産・生活・交通などの多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸。	2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 ・都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、計画的な整備に努めるとともに、公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実を図る。また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点などのアクセス機能の充実に努める。…【小樽】 ② 主要な施設の配置方針 a 道 路 高速交通ネットワークの形成を図るために配置している1・3・1号小樽山手通(北海道横断自動車道)やインターチェンジへのアクセス道路の早期整備を促進するとともに、市内地域間を結ぶ環状道路（道道小樽環状線）、産業・交流の軸となる3・2・4号臨港線（道道小樽港線）や物流・交流拠点である小樽港などの主要な拠点間を結ぶ道路網の形成の促進、J R 小樽駅駅前広場の交通機能の充実など、広域交通と都市内交通の有機的な連携のとれた道路交通ネットワークの充実に努める。 また、今後予定される北海道新幹線の新駅設置にあたっては、3・4・14号若松線（道道天神南小樽停車場線）と一体的な新駅駅前広場について、検討を行い整備を行うとともに、アクセス機能の充実に努める。…【小樽】
	海岸連携軸	・小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区、JR小樽築港駅周辺地区などを結ぶ軸 ・道道小樽港線（臨港線）、道道小樽海岸公園線など産業や交流の連携を担う軸	海岸連携軸	・小樽駅周辺地区から小樽運河・本通線周辺地区、小樽築港駅周辺地区などを結ぶ軸。 ・道道小樽港線（臨港線）、道道小樽海岸公園線を主体とする産業や交流の連携を担う軸。	
	山麓連携軸	・国道393号、道道小樽定山溪線、道道小樽環状線など主要結節点を結ぶ軸 ・市民生活の利便性や山麓ラインの交流機能の向上のほか、産業や流通に寄与する広域的な交通を担う軸	山麓連携軸	・国道393号、道道小樽定山溪線、道道小樽環状線を主体とした主要結節点を結ぶ軸。 ・市民生活の利便性や山麓ラインの交流機能の向上のほか、産業や物流などの広域的な交通機能を担う軸。	
	産業連携軸	・銭函工業団地と石狩湾新港地区を結ぶ軸 ・国道337号を主体とする港湾機能と生産・流通機能の連携を担う軸	産業軸	・銭函工業団地と石狩湾新港とを結ぶ軸。 ・国道337号を主体とする港湾機能と生産・流通機能の連携強化を担う軸。	
	生活軸	・市道を主体とした日常生活を支える軸	生活軸	・居住機能と買物、教育、文化、スポーツなど、市道を主体とした生活機能を支える軸。	
	観光連携軸	・北海道新幹線新小樽（仮称）駅や小樽港第3号ふ頭などから、中心部や小樽運河・本通線・旧国鉄手宮線周辺地区を結ぶ軸 ・観光振興に資する円滑な移動を支える軸			
	広域連携軸	・北海道新幹線やJ R 函館本線により本市と道内外を結ぶ軸 ・交流の促進や経済活動の活発化に寄与する広域的な交通を担う軸			
					主要幹線道路網は、高速自動車道路網との整合性を図りながら、札幌都市圏の都市相互を結ぶための連携道路として3・1・500道央新道（道央圏連携道路、国道337号）、3・1・61追分通、3・1・116茨戸・福移通、3・3・616屯田・茨戸通（札幌圏連携道路、道道札幌北広島環状線）を配置し、都心への流入を抑制しながら地域間の交通の円滑化を図るための環状道路として3・2・10環状通、バイパス道路として3・1・47札幌新道（国道5号、国道274号）を配置する。…【札幌圏】

図 エリア間ネットワーク概念図



まちづくりの部門別方針

1. 土地利用の方針

- (1) 基本的考え方
- 1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します

2) 地域の特性を生かします

3) 高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます
- (2) 土地利用の方針
- 1) 快適な住環境を創出する住居系土地利用

2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

3) 生産や物流を支える工業系土地利用
- (3) 地区計画制度等の活用
- 1) 地区の特性に応じた地区計画制度等の活用

2. 交通の方針

- (1) 基本的考え方
- 1) 交通ネットワークの確立を目指します

2) 全ての人が安全・安心で円滑に移動できる交通環境の実現を目指します
- (2) 交通の整備方針
- 1) 交通ネットワークの強化

2) 駐車場の整備、利用促進

3) 公共交通の充実

4) 歩行者交通環境の充実

3. 緑の方針

- (1) 公園・緑地等の方針
- 1) 基本的考え方

2) 公園緑地等の整備方針
- (2) 自然環境の方針
- 1) 基本的考え方

2) 豊かな自然環境の保全

3) ボランティア組織の育成

4. 生活環境の方針

- (1) 住宅・住環境の方針
- 1) 基本的考え方

2) 快適に暮らせる住宅・住環境の向上

3) 若年者・ファミリー層の定住促進

4) 高齢者や障がい者の住宅への支援

5) 雪や寒さに強い生活環境づくり
- (2) 人にやさしい空間の方針
- 1) 基本的考え方

2) 歩行者空間の確保

3) 公共交通機関施設のバリアフリー化

4) 誰もが利用しやすい建築物の整備

5) 公園のバリアフリー化
- (3) その他の都市施設の方針
- 1) 基本的考え方

2) 下水道施設

3) ごみ処理施設

4) その他の施設

5. 都市景観の方針

- (1) 基本的考え方
- 1) 基本目標

2) 基本方針
- (2) 都市景観形成の方針
- 1) 自然景観形成の方針

2) 歴史的建造物の保全と活用

3) 建築行為の制限と誘導

4) 「小樽歴史景観区域」の整備

5) 市民参加による景観づくり

6. 都市防災の方針

- (1) 基本的考え方
- (2) 都市防災の方針
- 1) 防災性の向上

2) 建築物の耐震性の向上

3) 防災拠点機能の強化

4) 避難・救援動線の強化

5) 河川整備の推進

6) 土砂災害の防止

7) ライフライン施設の安全対策

8) 港湾の防災機能の強化

第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
Ⅶ 土地利用・地区別発展方向 1 土地利用 （1） 基本的な方針 本市は市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形であることから、海岸線に沿って市街地が形成されています。 この地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。 （3）利用区分と発展方向 ＜都市的利用＞ 本市の地理的特性を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化の進行、環境保全に対する意識の高まりなど、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とするため、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。 ■住居系 既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、既存支援制度の活用を促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。 さらに、土地利用などの状況と将来見通しを勘案しつつ、適切に市街化区域・市街化調整区域の区域見直しの検討を進めます。 ■商業系 小樽駅近隣の中心商業地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。	●人口減少や少子高齢化などの都市を取り巻く環境の変化に対応するため、市街地の範囲や拠点、都市機能の配置のあり方などの検討を進め、地域の活力を維持するとともに安全・安心で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトで効率的なまちづくりを目指す。 ●観光に関連する産業の活力向上を図るため、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等を保全・育成し、魅力度の向上に資する土地利用・都市空間づくりを目指す。 ●安全で良好な住環境を創出するため、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するほか、未利用地の積極的な活用の誘導に努める。 ●公共施設等の再編や学校施設の統廃合に伴う跡地の有効活用は、地域の発展に資する活用の検討などを行い、適正な土地利用の誘導に努める。 ●中心市街地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などを生かしたにぎわいづくりを目指す。

第2次都市計画マスタープラン
1. 土地利用の方針 （1） 基本的考え方 市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形で、平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。 また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

現行計画
1. 土地利用の方針 （1） 基本的考え方 海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。 また、丘陵の縁により区分された地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、人口の減少や少子高齢化などの社会動態も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地の形成をめざします。

1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します

豊かな自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本としつつ、今後の土地利用などの動向や将来見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めます。

2) 地域の特性を生かします

住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置に努め、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。

また、社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの課題に的確に対応するため、適切に用途地域等の見直しの検討を進めるとともに、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を生かした都市空間の創出を図ります。

3) 高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます

既成市街地は、土地利用などの状況と将来の見通しを勘案しつつ、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進めるとともに、土地の高度利用や空き家等の低・未利用地の有効活用を促進します。

また、公共施設の跡地利用については、地域の発展に資する活用について検討します。

特にJR小樽駅周辺の中心市街地は、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用と都市機能の更新を図り、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を促進するとともに、本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

1) 秩序ある快適な市街地の形成をめざします

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本とします。

2) 地域の特性を活かします

住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置につとめ、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。

また、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を活かした都市空間の創出を図ります。

3) 高度利用や、未利用地の有効活用を進めます

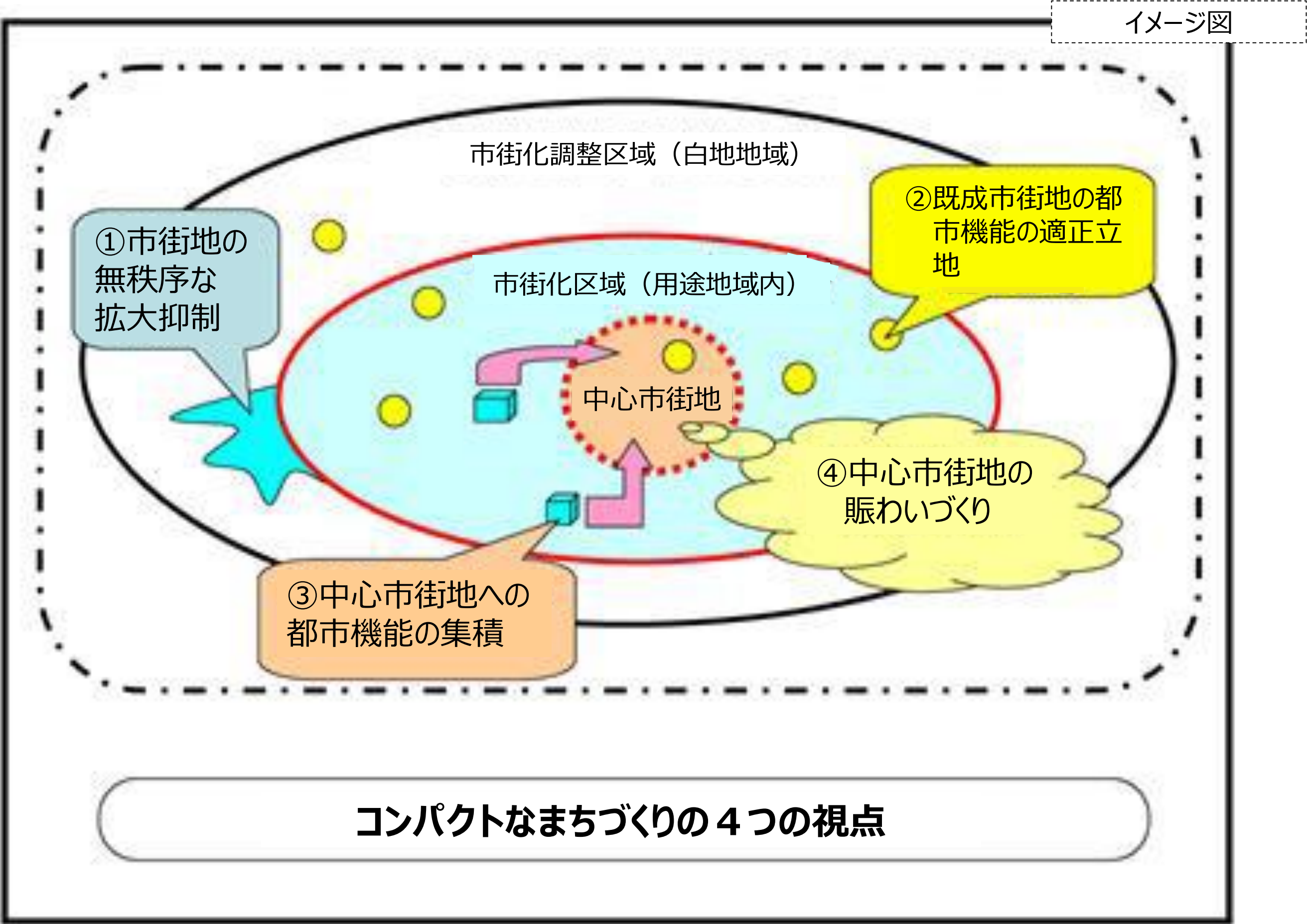
既成市街地は、公共施設の整備や計画的な土地利用の誘導等により、住環境の改善につとめます。

また、人口の移動などによる住宅需要には、土地の高度利用や未利用地の有効活用を進めます。

特に中心市街地は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため市街地の再開発を促進し、街なか居住と商業などが複合したにぎわいある空間の形成をめざします。

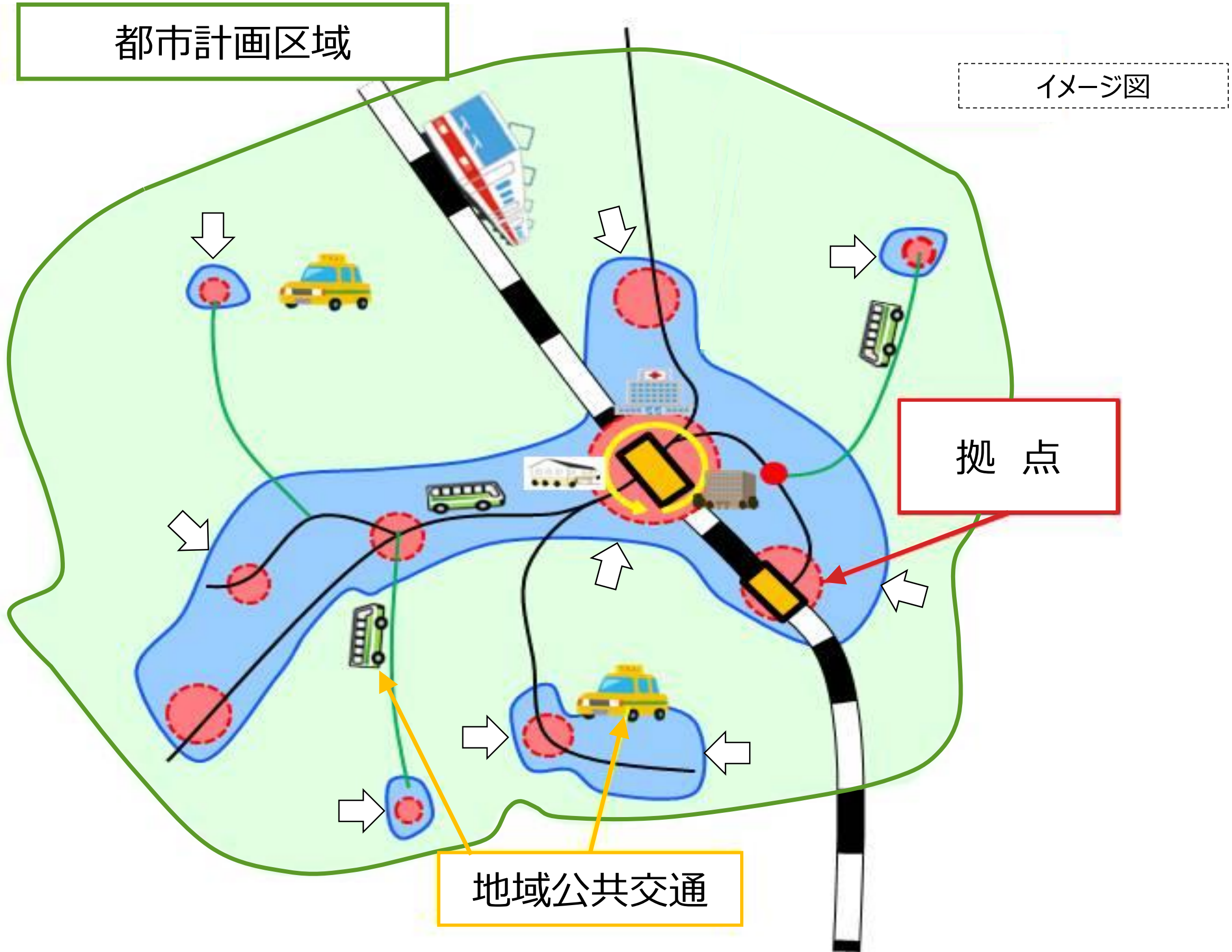
【現行マスタープラン】

人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指す。「コンパクトなまちづくり」



【第2次マスタープラン】

人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう市街地の範囲や拠点のあり方の検討を進め、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。



第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
<テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）> ■施策2 道路・河川 道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。 このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。 ■施策5 市街地整備 歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。 このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。 また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。 ■施策6 交通 地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。 このため、地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。 また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。 <テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）> ■施策1 環境保全 一人ひとりの環境保全の意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。	●長期未整備の都市計画道路については、人口の減少等の社会経済情勢の変化を踏まえ、その必要性等を総合的に点検・検証した上で、必要な計画の見直しを行い、良好な市街地環境の形成を目指す。 ●地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流のため、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進める。 ●北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画に即し、小樽の新たな玄関口の形成を目指す。 ●北海道横断自動車道開通による効果を活かし、周辺環境との調和を図りつつ、地域の発展に資するまちづくりを目指す。

第2次都市計画マスタープラン
2. 交通の方針 （1）基本的考え方 交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、生活する上で欠くことのできない都市基盤です。 現状を見ると、自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、長期未整備の都市計画道路など様々な課題を抱えています。 これらの多様な課題に適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

現行計画
2. 交通の方針 （1）基本的考え方 交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、特に道路は生活する上で欠くことのできない都市基盤です。 現状をみると交通混雑や駐車場対策、自然環境への配慮や高齢社会への対応など様々な課題を抱えています。 これらの多様な課題に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、安全で快適な、人にやさしい交通環境の実現をめざします。

1) 交通ネットワークの確立を目指します

- ・後志圏と道央圏の交通結節点として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。
- ・長期末整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、日常生活や経済活動を支える交通ネットワークの充実に努めます。
- ・駅などの交通結節点の機能強化を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進めます。
- ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実に努めます。

2) 全ての人が安全・安心で快適に移動できる交通環境の実現を目指します

- ・歴史的な街並みを楽しめる路づくりに努めます。
- ・JR小樽駅周辺などにおける都市計画駐車場等の需要と供給の現況や将来の見通しを勘案し、必要に応じてその配置等を見直しを行うとともに、駐車場情報の提供などに努め、交通の円滑化を図ります。
- ・安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。
- ・騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現に努めます。
- ・都市防災の観点から、避難路などの機能を併せもつ交通環境の形成に努めます。

1) 総合的な交通体系を強化します

- ・後志と道央圏の交通結節点として、広域交通機能を強化します。
- ・都市計画道路の整備を推進し、産業や物流機能などを支える交通網の充実に図ります。
- ・騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現につとめます。
- ・都市防災の観点から、避難路などの機能を合わせ持つ交通環境の形成につとめます。

2) バランスのとれた交通環境の実現をめざします

- ・歴史的な街並みが楽しめる道づくりに進めます。
- ・「小樽市駐車場整備計画」の策定や駐車場情報の提供などにつとめ、交通の円滑化を図ります。
- ・バリアフリー化など安全性を考慮した歩行者空間の創出につとめます。
- ・駅などの交通結節点の機能強化を図り、公共交通機関の連携につとめます。

第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
<テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）> ■施策1 環境保全 一人ひとりの環境保全の意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。 ■施策3 公園・緑地 人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。 このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。 Ⅶ 土地利用・地区別発展方向 1 土地利用 （3）利用区分と発展方向 <自然的利用> 良好な自然環境の保全のため、都市的利用との調和を図りながら、優良農地の確保に努めるほか、森林や海浜地などの保全に努めます。 ■自然環境系 良好な自然環境を有する森林や海浜地などについて、その環境の保全に努めるとともに、レクリエーション、防災、景観構成の機能が補完し合うような配慮と調和の取れた土地利用に努めます。	●公園等が機能することで得られる効果を十分に発揮させるように、適切な維持管理に努めるとともに、利用状況に応じた整備を進め、市民により親しまれる施設となるよう機能の向上を目指す。



第2次都市計画マスタープラン
3. 緑の方針 市民生活に<u>潤い</u>と豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割をもっています。 <u>今後も</u>、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共生関係を<u>目指し取り組み</u>ます。

現行計画
3. 緑の方針 （1）基本的考え方 市民生活に<u>うるおい</u>と豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割をもっています。 本市では、「<u>小樽市緑の基本計画</u>」を策定し（平成15年度策定予定）、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な<u>共存・共生関係をめざ</u>します。

（１）公園・緑地等の方針

１）基本的考え方

地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

①緑のネットワークを守っていきます

公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。

このため、適切な維持管理に努め、これまで形成してきた緑のネットワークを守っていきます。

②河川を大切にしています

河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。

今後とも、周辺の特性に応じた親しみのある河川環境の形成を図ります。

③市民との協働による緑化活動を進めます

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

（２）自然環境の方針

１）基本的考え方

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果をもち、本市の大きな特色のひとつです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

２）緑を増やしていきます

緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。

そのため、まとまった緑の保全を図るとともに、身近な公園などの緑の育成につとめ、それらを結ぶ緑のネットワークを形成します。

３）河川を大切にしています

河川は都市にうるおいを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。

今後とも、周辺の特性に応じた親しみのある河川環境の形成を図ります。

４）市民とのパートナーシップづくりを進めます

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民とのパートナーシップづくりを進めます。

１）自然を守っていきます

海岸線や市街地背後に広がる丘陵は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果をもち、本市の大きな特色のひとつです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
<テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）> ■施策1 上下水道 安全な水の供給を図るとともに、快適で安全・安心な生活環境を創造し、将来にわたって市民に信頼され続ける上下水道を目指します。 ■施策3 住宅 自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。 今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。 ■施策6 交通 また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。 <テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）> ■施策1 地域福祉 人と人、人と社会資源がつながり、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたり、自分らしく、安心して心豊かに暮らせる社会をとともに創っていく、地域共生社会の実現を目指します。 <テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）> ■施策2 循環型社会 環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。	●子どもを産み・育てやすい、高齢になっても住みやすいまちづくりを目指す。 ●安全で良好な住環境を創出するため、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するほか、未利用地の積極的な活用の誘導に努める。 ●公共施設等の個別施設計画を策定し、この計画に基づき施設の再編や更新を進める。 ●公共施設等の再編や学校施設の統廃合に伴う跡地の有効活用は、地域の発展に資する活用の検討などを行い、適正な土地利用の誘導に努める。 ●循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制や再使用・再利用の取組を徹底するとともに廃棄物の適正な処理体制の構築に努める。

第2次都市計画マスタープラン
4. 生活環境の方針 快適な生活環境を形成するためには、都市施設の充実や住環境の向上に努めるほか、降雪、高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。 （1）住宅・住環境の方針 1）基本的考え方 人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、子どもを産み・育てやすく、全ての人が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。 また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。 公共施設は、機能や配置の見直しにより必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展に資する活用について検討します。

現行計画
4. 生活環境の方針 快適で安全に暮らすためには、都市施設の充実とともに住環境の向上、降雪や高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。 ここでは、「住宅・住環境」、「<u>バリアフリー</u>」、「<u>処理施設</u>」について、基本的な方針を示します。 （1）住宅・住環境の方針 1）基本的考え方 人口の減少や高齢化などの社会動向を考慮し、定住人口の増加を図る住宅施策を推進するとともに、冬の暮らしを快適なものとする生活環境づくりを進め、誰もが安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成につとめます。

（２）人にやさしい空間の方針

１）基本的考え方

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

（３）その他の都市施設の方針

１）基本的考え方

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の適正な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。

（２）バリアフリーの方針

１）基本的考え方

本市の高齢化率は、道内主要都市の中でも高い比率にあります。

今後の本格的な高齢社会や地形的な特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりをめざします。

このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりにつとめます。

（３）処理施設の方針

１）基本的考え方

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の整備・充実につとめ、生活環境の向上を図ります。

第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
<テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）> ■施策5 市街地整備 歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。 <テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）> ■施策4 都市景観 小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなどの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。 このため、市民との協働による景観づくりを進めるとともに、景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の保全や歴史的なまちなみと調和した新しい景観の創出に努めます。	●観光に関連する産業の活力向上を図るため、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等を保全・育成し、魅力度の向上に資する土地利用・都市空間づくりを目指す。 ●小樽港は、特性や関連産業の集積などを生かした活力のある港湾を目指すとともに、市民や来訪者にとって魅力ある港湾空間の形成など港湾周辺の都市環境の整備を進める。石狩湾新港は、企業立地を推進し、活性化に努める。



第2次都市計画マスタープラン
5. 都市景観の方針 （1）基本的考え方 本市では、平成21年2月に「小樽市景観計画」を定めており、その中の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。 近年、国内外から多数の来訪者があり、まちの魅力度も高く評価されています。 今後も、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。

現行計画
5. 都市景観の方針 （1）基本的考え方 本市では、平成5年4月に「小樽市都市景観形成基本計画」を定めており、その中に示されている以下の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。 今後さらに個性的で魅力ある都市景観を創出するため、市民参加と協働による景観づくりを進めます。

1) 基本目標

- 自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。
- 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
- 小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

2) 基本方針

市域全域における良好な景観の形成に関する方針

- 小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
- 景観形成の核となるシンボル空間の創造
- 地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造
- 四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

- 歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらをつなぐことにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- 景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- 小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

1) 基本目標

- 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進める。
- 自然景観の保全を図り、調和のとれたまちづくりを進める。
- 歴史と自然を守り育てるとともに、小樽らしい新しい都市景観の創出を図り、うるおいと活力にみちたまちづくりを進める。

2) 基本方針

- 独自性の確立：歴史・自然・文化などの“小樽らしさ”の保全と創造。
- 快適空間の創造：水と緑を生かしたうるおいあるアメニティ（快適な環境）の創造。
- シンボル空間の創造：景観形成の核となるシンボル空間の創造。
- 街並みの個性化：地区特性を生かした個性的で調和のとれた街並みの創造。
- 自然の移り変わりの尊重：朝日・夕日・夜景などの時間の移り変わりと四季折々の変化を大切にした都市景観の創造。

第7次総合計画 基本構想	小樽市の現状・課題・上位計画・関連計画・アンケートから導いた目指す方向性
<テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）> ■施策2 道路・河川 道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。 このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。 また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。 ■施策7 防災・危機管理 地震や津波などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。 このため、土砂災害などの防止や、建築物の耐震化の促進を図るとともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備や、市民や防災関係機関などとの協力体制の充実のほか、行政が被災した場合に業務を継続するための計画策定など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。 ■施策8 消防 市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。 このため、消防体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や市民防災組織と連携し、近隣消防本部との連携の下、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。	● 防災に対する市民の関心・意識が高まっている現状などを踏まえ、市民が将来にわたり安全で安心に暮らせるまちづくりを目指す。

第2次都市計画マスタープラン
6. 都市防災の方針 （1）基本的考え方 <u>東日本大震災、北海道胆振東部地震のほか、台風による大雨や河川氾濫、土砂災害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、市民の災害に対する関心・意識が高まっています。</u> このため、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、<u>水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくり</u>を目指します。

現行計画
6.都市防災の方針 （1）基本的考え方 <u>地震時の津波や構造物の倒壊、大規模火災の発生、浸水などの災害に対する都市防災の機能強化を図ることが必要です。</u> このため、都市基盤施設の耐震化、不燃化の促進、ライフラインの確保、河川の改修などにより、<u>安全で安心して住むことができる都市づくり</u>をめざします。